

令和 2 年度

固定資産に関する概要調書

（令和 2 年 1 月 1 日現在）

静岡県経営管理部市町行財政課

目 次

総 括

1	令和2年度の概要	1
2	納税義務者に関する調	4
3	土地総括表（県計）	6
4	家屋総括表（県計）	8
5	償却資産総括表（県計）	10
6	令和2年度提示平均価額市町一覧表	12

土地に関する調

1	地目別市町明細表	
その1	一般田	16
その2	介在田・市街化区域田	18
その3	一般畑	20
その4	介在畑・市街化区域畑	22
その5	小規模住宅用地	24
その6	一般住宅用地	26
その7	住宅用地以外の宅地	28
その8	宅地（計）	30
その8の2	宅地（農業用施設用地及び生産緑地地区内宅地を除く）	32
その9	鉱泉地	34
その10	池沼	36
その11	一般山林	38
その12	介在山林	40
その13	原野	42
その14	雑種地	44
その15	合計	46

2 市街化区域農地に関する調

その1	田	48
その2	畑	50
その3	合計	52
3	宅地に関する調（法定免税点以上のもの）（県計）	54
4	負担調整措置等による軽減額に関する調	56

家屋に関する調

1 種類別市町明細表

（木造）

その1	専用住宅	60
その2	共同住宅・寄宿舍	62
その3	併用住宅	64
その4	旅館・料亭・ホテル	66
その5	事務所・銀行・店舗	68
その6	劇場・病院	70
その7	工場・倉庫	72
その8	土蔵	74
その9	附属家	76
その10	木造合計	78

（木造以外）

その1	事務所・店舗・百貨店	80
その2	住宅・アパート	82
その3	病院・ホテル	84
その4	工場・倉庫・市場	86
その5	その他	88

その6	木造以外合計	90
(木造・木造以外)		
その1	合計	92
2	新增分家屋に関する調	
(木造)		
その1	専用住宅	94
その2	共同住宅・寄宿舎	96
その3	併用住宅	98
その4	旅館・料亭・ホテル	100
その5	事務所・銀行・店舗	102
その6	劇場・病院	104
その7	工場・倉庫	106
その8	土蔵	108
その9	附属家	110
その10	木造合計	112
(木造以外)		
その1	事務所・店舗・百貨店	114
その2	住宅・アパート	116
その3	病院・ホテル	118
その4	工場・倉庫・市場	120
その5	その他	122
その6	木造以外合計	124
(木造・木造以外)		
その1	合計	126
3	減少分家屋に関する調	
その1	木造合計	128

その2	木造以外合計	130
その3	合計	132
4	家屋に係る課税標準額等に関する調	134
5	法附則第15条の6等の規定による軽減税額等に関する調	136

償却資産に関する調

1	段階別課税標準額等に関する調（県計）	140
2	決定価格等市町別明細表（法定免税点以上のもの）	142

交付金に関する調

1	市町村交付金に関する調	146
---	-------------	-----

都市計画税に関する調

1	都市計画税に関する調	150
---	------------	-----

記載事項の説明

共通事項

- (1) 「法定免税点」とは、地方税法（以下「法」という。）第351条本文の規定による免税点（土地 30万円、家屋 20万円、償却資産 150万円）をいい、同条ただし書の規定を適用している市町における実際の免税点をいうものではない。
- (2) 「土地に関する調」及び「家屋に関する調」の「単位当たり価格」の欄には、1平方メートル当たりの価格を記載した。

総括

「2 納税義務者数に関する調」

- (1) この調は、固定資産税の納税義務者数を記載したものである。
- (2) 共有の場合は、連帯納税義務者（法第352条の2の場合は、共用土地納税義務者）の数によらず1人とした。

「6 令和元年度提示平均価額市町一覧表」

- (1) この表は法第388条第1項に規定された固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続（以下「固定資産評価基準」という。）に基づく令和元年度提示平均価額の一覧表である。

土地に関する調

- (1) 「筆数」の欄には、一つの筆が二以上の地目（小区分を含む。）に該当する場合は、それぞれの区分ごとに1筆として記載した。
例えば1筆の住宅用地が「小規模住宅用地」と「一般住宅用地」とのいずれにも該当する部分を有する場合は、それぞれの区分において1筆として記載した。したがって、各区分の合計は延べ筆数である。
- (2) 「田」の小区分において、「一般田」及び「介在田・市街化区域田」は次により区分した。
ア「一般田」とは、イの「介在田・市街化区域田」以外の田をいう。
イ「介在田・市街化区域田」とは、固定資産評価基準第1章第2節一ただし書又は同章第2節の2の規定を適用して評価した田をいう。
- (3) 「畑」の小区分において、「一般畑」及び「介在畑・市街化区域畑」は（2）の例により区分した。
- (4) 「宅地」の小区分において、「小規模住宅用地」、「一般住宅用地」及び「住宅用地以外の宅地」は次により区分した。
ア「小規模住宅用地」とは、法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地である宅地をいう。
イ「一般住宅用地」とは、法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地のうちアの「小規模住宅用地」以外のものをいう。
ウ「住宅用地以外の宅地」とは、法附則第17条第4号に規定する住宅用地以外の宅地をいう。
- (5) 「山林」の小区分において、「一般山林」及び「介在山林」は次により区分した。
ア「一般山林」とは、イの「介在山林」以外の山林をいう。
イ「介在山林」とは、固定資産評価基準第1章第7節一ただし書の規定を適用して評価した山林をいう。

家屋に関する調

- (1) 「棟数」の欄は、物理的な一棟の家屋をもって計算単位とし、区分所有されている場合であっても一棟として記載した。
- (2) 一棟の家屋の主体構造部について木造部分と木造以外の部分があるときは、木造家屋と木造以外の家屋とに区分し、それぞれ該当する表に記載した。
- (3) 「木造以外の家屋」において、一棟の家屋を2種類以上の用途に供している場合は、次により記載した。
 - ア「棟数」は、主たる用途について1棟とし、主たる用途以外へは記載しない。
 - イ「床面積」は、それぞれの用途に係る床面積を記載した。
 - ウ「決定価格」は、当該家屋の決定価格を該当する用途ごとの床面積で等分した。
- (4) 「2 新增築家屋」には、改築家屋は含まれない。
- (5) 「4 家屋に係る課税標準額等に関する調」中、「課税標準の特例により減額になる額」の欄には、決定価格に1から特例率を減じた値を乗じて得た額を記載した。

償却資産に関する調

- (1) 本調は、法定免税点以上の償却資産について記載した（「1 段階別課税標準額等に関する調」を除く。）。
- (2) 「課税標準額」の欄は、法の規定により課税標準額の特例の適用を受ける償却資産についてはこれらの規定に定める額を、その他の償却資産については法第349条の2に定める額を合計して得た額を記載した。

交付金に関する調

- (1) 「市町村交付金」とは、国又は地方公共団体が所有する固定資産で、国有資産等所在市町村交付金法（以下「交付金法」という。）第2条第1項各号に掲げるものについて、資産を所有する国又は地方公共団体から、資産の所在する市町村に対して交付されるものである。
- (2) 令和元年度分の市町村交付金の対象となる固定資産は、平成30年3月31日現在において国又は地方公共団体が所有するものである。
- (3) 「台帳価格」は、交付金法第7条又は第10条の規定により国又は地方公共団体から所在市町に通知された価格である。
- (4) 「算定標準額」は、算定標準額の特例の適用がないものにあつては台帳価格、算定標準額の特例の適用があるものにあつては台帳価格に資産の区分ごとの特例率を乗じて得た額を記載した。

都市計画税に関する調

- (1) この調は都市計画税を課税している団体について調査したものである。

総括

1 令和2年度の概要

(1) 全般的状況

- ア 固定資産税は、3年に一度の評価替え年度（平成30年度）の翌々年（第三年度）に当たり、総評価額（法定免税点未満含む）は32,999,900,758千円（前年度比0.7%増）、課税標準額（法定免税点以上）は21,102,220,471千円（前年度比1.3増%）となっている。
- イ 市町村交付金は、交付金額が1,392,347千円（前年度比0.9%減）となっている。
- ウ 都市計画税は、調定見込額が41,302,839千円（前年度比1.0%増）となっている。

(2) 固定資産税総評価額（法定免税点未満を含む）の動向

総評価額の内訳は、土地は19,127,875,302千円（前年度比0.5%減）、家屋は9,169,136,842千円（前年度比2.6%増）、償却資産は4,702,888,614千円（前年度比1.5%増）となっている。

土地は最近の地価動向を反映し減少となっている。家屋については据置年度のため増加している。

償却資産については、市町決定分は増加し、総務大臣が価格を決定したもの及び都道府県知事が価格を決定したものは減少した。

なお、地方税法743条第1項の規定により大規模償却資産として県知事が価格を決定したものは、平成23年度以降対象資産がない。

(3) 固定資産税課税標準額（法定免税点以上）の動向

課税標準額の内訳は、土地は7,378,281,406千円（前年度比0.4%減）、家屋は9,147,763,430千円（前年度比2.6%増）、償却資産は4,576,175,635千円（前年度比1.4%増）となっている。

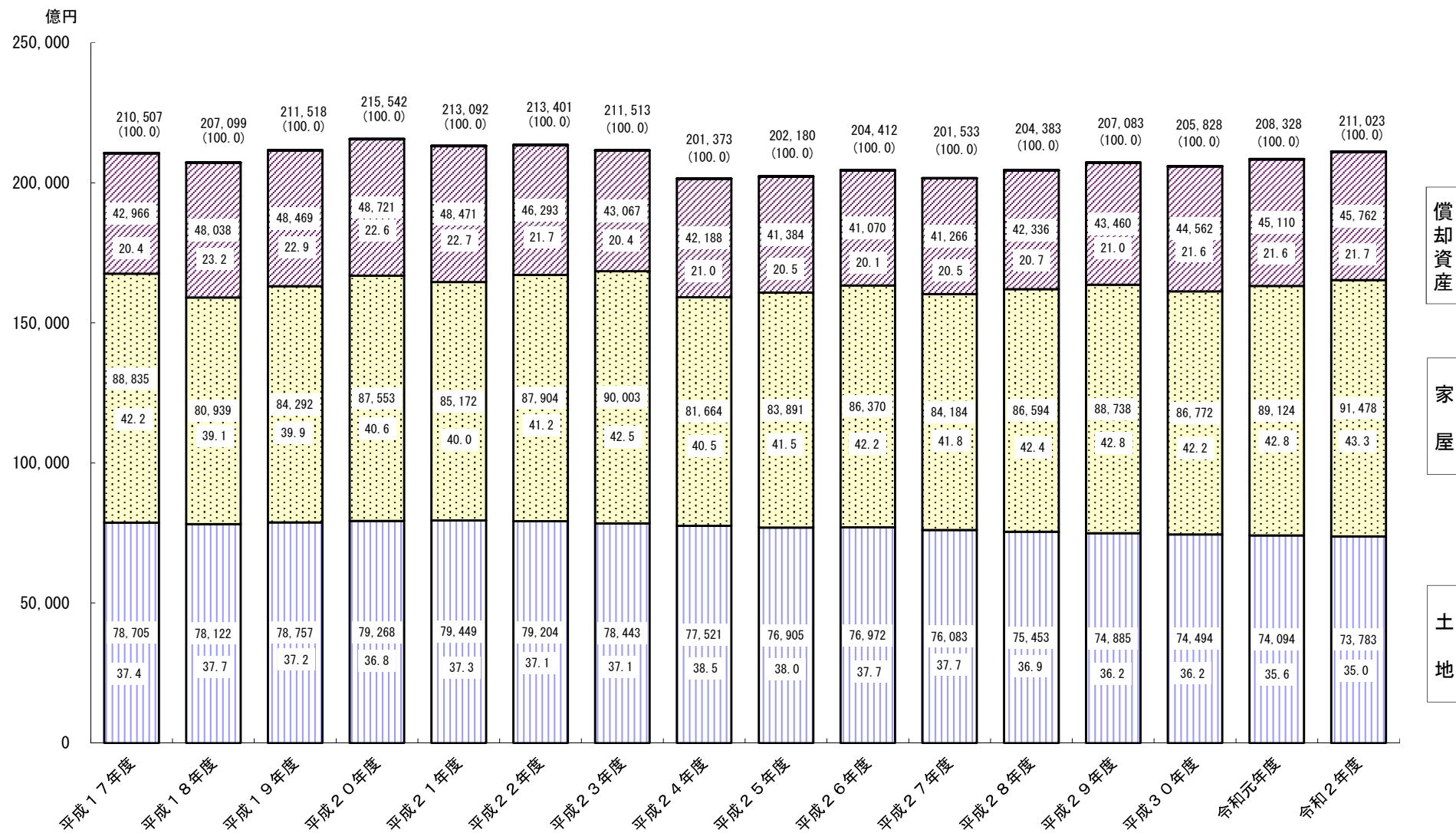
(2) 総評価額(法定免税点未満を含む)の動き

(単位 千円)

年 度 区 分		(基)H9	構成 比%	(基)H12	構成 比%	(基)H15	構成 比%	(基)H18	構成 比%	(基)H21	構成 比%	(基)H24	構成 比%	(基)H27	構成 比%	(基)H30	構成 比%	R1	構成 比%	R2	構成 比%	2/1 %
土 地	田	1,299,127,010	2.7	997,473,246	2.2	747,132,854	1.9	434,087,739	1.3	349,288,180	1.0	283,656,782	0.9	234,669,192	0.7	199,251,387	0.6	188,740,676	0.6	176,596,059	0.5	93.6
	畑	1,486,233,620	3.0	1,206,684,237	2.7	961,350,662	2.5	710,629,896	2.0	621,354,349	1.8	523,919,514	1.6	446,845,101	1.4	387,490,938	1.2	368,602,287	1.1	351,143,363	1.1	95.3
	宅 地	30,569,464,472	62.4	26,955,061,709	60.4	22,583,115,698	57.7	19,096,221,732	54.9	18,948,164,192	54.1	17,910,696,487	54.7	17,401,935,349	53.9	17,260,466,827	52.7	17,188,304,265	52.4	17,132,076,220	51.9	99.7
	山 林	66,328,500	0.1	65,681,979	0.1	61,216,115	0.2	57,383,836	0.2	52,419,589	0.1	50,656,082	0.2	50,112,822	0.2	49,049,805	0.2	48,428,453	0.2	47,985,390	0.2	99.1
	その他	2,262,735,047	4.6	1,973,943,770	4.4	1,730,548,867	4.4	1,483,193,189	4.3	1,536,797,514	4.4	1,470,415,701	4.5	1,436,631,532	4.4	1,425,368,666	4.3	1,421,823,576	4.3	1,420,074,270	4.3	99.9
	計	346 35,683,888,649	72.8	303 31,198,844,941	69.9	253 26,083,364,196	66.7	211 21,781,516,392	62.6	209 21,508,023,824	61.4	196 20,239,344,566	61.8	190 19,570,193,996	60.6	187 19,321,627,623	59.0	186 19,215,899,257	58.6	185 19,127,875,302	58.0	99.5
家 屋	木 造	2,998,405,587	6.1	2,979,441,499	6.7	2,914,930,430	7.5	2,869,799,955	8.2	2,946,010,692	8.4	2,879,887,837	8.8	2,984,953,501	9.3	3,067,985,699	9.8	3,177,750,277	9.7	3,288,427,456	10.0	103.5
	木造以外	5,155,358,213	10.5	5,390,497,688	12.1	5,372,311,307	13.7	5,230,625,982	15.0	5,577,423,709	15.9	5,307,724,837	16.2	5,455,618,046	16.9	5,632,985,482	17.5	5,758,771,750	17.6	5,880,709,386	17.8	102.1
	計	142 8,153,763,800	16.6	145 8,369,939,187	18.8	144 8,287,241,737	21.2	141 8,100,425,937	23.3	148 8,523,434,401	24.3	142 8,187,612,674	25.0	147 8,440,571,547	26.2	151 8,700,971,181	27.3	155 8,936,522,027	27.3	159 9,169,136,842	27.8	102.6
償 却 資 産	市町長 決定分	3,223,494,626	6.6	3,321,926,352	7.4	3,191,659,189	8.2	3,281,693,643	9.4	3,452,176,774	9.9	2,922,023,525	8.9	2,915,748,954	9.0	3,305,869,622	9.8	3,373,823,951	10.3	3,468,032,782	10.5	102.8
	法第389条 関係分	1,949,885,367	4.0	1,748,104,669	3.9	1,558,947,668	4.0	1,646,878,517	4.7	1,518,543,925	4.3	1,404,267,662	4.3	1,343,979,911	4.2	1,272,426,930	3.9	1,257,724,976	3.8	1,234,855,832	3.7	98.2
	法第743条 関係分	—	—	—	—	—	—	—	—	18,149,383	0.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0
	計	121 5,173,379,993	10.6	118 5,070,031,021	11.4	111 4,750,606,857	12.1	115 4,928,572,160	14.2	116 4,988,870,082	14.2	101 4,326,291,187	13.2	99 4,259,728,865	13.2	107 4,578,296,552	13.7	108 4,631,548,927	14.1	110 4,702,888,614	14.3	101.5
総 計		241 49,011,032,442	100	219 44,638,815,149	100	192 39,121,212,790	100	171 34,810,514,489	100	172 35,020,328,307	100	161 32,753,248,427	100	159 32,270,494,408	100	160 32,600,895,356	100	161 32,783,970,211	100	162 32,999,900,758	100	100.7

(注) 計欄の上段の数値は昭和63年を100とした場合の指数である。年度欄の(基)は、基準年度を指す。

(3) 固定資産税課税標準額(法定免税点以上)の動き



2 納税義務者に関する調

人口：令和2年4月1日現在、住民基本台帳登録人口による

面積：国土地理院「令和2年全国都道府県市区町村別面積調」（令和2年1月1日現在）記載による

（*印のついた市町は、境界未定箇所があるため、参考値を記載）

（各市町の値は四捨五入により小数点第二位で表示しているため、各計と市町面積の合計が一致しない場合がある）

区 分 市町名	人 口 (イ) (人)	面 積 (ロ) (km ²)	人口密度 (イ)／(ロ) (ハ) (人/km ²)	納 税 義 務 者 数 (人)									法定免税点以上 納税義務者 対前年比(%)		
				土 地			家 屋			償却資産			土地	家屋	償却資産
				総 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	総 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	総 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの			
県 計	3,697,427	7,777.3	475	1,305,906	196,963	1,108,943	1,257,577	60,050	1,197,527	143,009	81,590	61,419	100	100	98
市 計	3,470,447	6,410.3	541	1,196,469	163,021	1,033,448	1,170,014	54,217	1,115,797	132,437	75,282	57,155	100	100	97
町 計	226,980	1,367.0	166	109,437	33,942	75,495	87,563	5,833	81,730	10,572	6,308	4,264	100	100	99

1 静岡市	696,367	* 1,411.8	493	215,478	18,905	196,573	218,168	8,626	209,542	22,224	13,190	9,034	100	101	101
2 浜松市	800,870	* 1,558.1	514	257,456	35,442	222,014	260,985	13,393	247,592	31,042	18,073	12,969	101	101	102
3 沼津市	194,207	187.0	1,039	60,810	6,507	54,303	61,914	1,944	59,970	7,563	4,408	3,155	100	100	103
4 熱海市	36,437	61.8	590	18,325	4,244	14,081	27,063	1,177	25,886	2,039	1,300	739	99	100	99
5 三島市	109,205	62.0	1,761	31,534	2,095	29,439	33,962	1,010	32,952	3,233	1,905	1,328	100	100	103
6 富士宮市	131,853	* 389.1	339	57,492	14,898	42,594	46,152	3,575	42,577	5,611	3,264	2,347	100	101	102
7 伊東市	68,150	124.1	549	47,883	10,692	37,191	39,811	1,206	38,605	2,320	1,475	845	99	100	100
8 島田市	98,041	315.7	311	36,485	4,958	31,527	34,690	2,171	32,519	3,631	2,010	1,621	100	100	101
9 富士市	252,605	245.0	1,031	80,226	4,070	76,156	78,779	2,946	75,833	8,665	4,375	4,290	101	101	102
10 磐田市	169,673	* 163.5	1,038	54,089	4,839	49,250	56,013	2,933	53,080	6,110	2,719	3,391	101	101	102
11 焼津市	139,217	70.3	1,980	46,568	3,787	42,781	45,929	1,430	44,499	5,452	3,072	2,380	100	101	101
12 掛川市	117,383	265.7	442	40,489	6,218	34,271	40,354	2,491	37,863	4,728	2,242	2,486	101	101	102
13 藤枝市	144,249	194.1	743	50,756	4,860	45,896	49,221	2,177	47,044	5,852	3,454	2,398	100	101	101
14 御殿場市	87,681	194.9	450	24,365	3,325	21,040	24,935	1,002	23,933	3,118	1,583	1,535	101	101	100
15 袋井市	88,316	108.3	815	27,237	2,886	24,351	27,003	1,044	25,959	2,954	1,441	1,513	101	101	104
16 下田市	21,080	104.4	202	15,992	6,745	9,247	11,074	892	10,182	1,706	1,273	433	100	100	100
17 裾野市	51,347	138.1	372	19,626	2,568	17,058	16,144	519	15,625	1,556	821	735	100	100	101
18 湖西市	59,560	86.6	688	21,217	3,646	17,571	20,305	1,305	19,000	2,556	1,505	1,051	101	100	101
19 伊豆市	30,036	364.0	83	20,953	7,215	13,738	14,927	1,022	13,905	1,756	1,217	539	99	100	99
20 御前崎市	32,067	65.6	489	11,954	2,798	9,156	11,608	702	10,906	1,975	960	1,015	101	100	102
21 菊川市	48,474	94.2	515	16,291	2,499	13,792	15,803	782	15,021	2,883	1,760	1,123	101	101	99
22 伊豆の国市	48,279	94.6	510	23,057	6,413	16,644	17,736	695	17,041	1,972	1,094	878	100	100	101
23 牧之原市	45,350	111.7	406	18,186	3,411	14,775	17,438	1,175	16,263	3,491	2,141	1,350	100	100	102

区 分 市町名	人 口 (イ) (人)	面 積 (ロ) (千㎡)	人口密度 (イ)／(ロ) (ハ) (人/千㎡)	納 税 義 務 者 数 (人)									法定免税点以上 納税義務者 対前年比(%)		
				土 地			家 屋			償却資産			土地	家屋	償却資産
				総 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	総 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	総 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの			
24 東伊豆町	11,996	77.8	154	11,510	5,377	6,133	8,257	429	7,828	940	671	269	97	100	97
25 河津町	7,090	100.7	70	5,810	2,583	3,227	3,850	371	3,479	663	493	170	99	100	98
26 南伊豆町	8,109	109.9	74	12,043	7,694	4,349	5,115	627	4,488	873	653	220	100	100	102
27 松崎町	6,411	85.2	75	6,255	3,184	3,071	3,810	624	3,186	521	382	139	99	100	97
28 西伊豆町	7,652	105.5	73	7,453	3,826	3,627	4,777	759	4,018	647	462	185	99	100	101
29 函南町	37,639	65.2	578	17,709	3,192	14,517	14,633	631	14,002	1,024	567	457	101	101	102
30 清水町	32,192	8.8	3,654	8,660	360	8,300	8,857	229	8,628	1,155	584	571	101	101	98
31 長泉町	43,457	26.6	1,632	10,471	1,079	9,392	11,322	164	11,158	1,239	644	595	101	101	103
32 小山町	18,123	* 135.7	134	7,041	1,610	5,431	6,198	288	5,910	713	345	368	100	101	102
33 吉田町	29,559	20.7	1,426	9,786	1,039	8,747	9,561	367	9,194	1,462	730	732	100	101	100
34 川根本町	6,610	* 496.9	13	4,843	2124	2,719	3,742	696	3,046	497	335	162	100	99	99
35 森町	18,142	133.9	135	7,856	1,874	5,982	7,441	648	6,793	838	442	396	100	100	100

3 土地総括表(県計)

※一部市町において、非課税雑種地の用地区分の集計不能により、非課税雑種地の地積(イ)及び筆数(リ)欄について、「その他」として回答。

区 分 地 目		地 積					決 定 価 格				
		非課税地積 (㎡)(イ)	評価総地積 (㎡)(ロ)	法定免税点 未満のもの (㎡)(ハ)	法定免税点 以上のもの (ロ)-(ハ) (㎡)(ニ)	(ロ)の 構成比 (%)	総 額 (千円)(ホ)	法定免税点 未満のもの (千円)(ヘ)	法定免税点 以上のもの (ホ)-(ヘ) (千円)(ト)	(ト)に係る 課税標準額 (千円)(チ)	(ホ)の 構成比 (%)
田	一 般 田	10,790,349	264,598,882	16,216,989	248,381,893	6.5	26,916,700	1,598,691	25,318,009	25,258,430	0.1
	勧告遊休田	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0
	介在田・市街化区域田	446,922	7,177,982	42,120	7,135,862	0.2	149,679,359	115,244	149,564,115	50,815,831	0.8
畑	一 般 畑	19,763,106	573,433,722	48,897,240	524,536,482	14.1	31,877,562	2,456,284	29,421,278	29,401,640	0.1
	勧告遊休畑	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0
	介在畑・市街化区域畑	219,909	15,848,411	166,399	15,682,012	0.4	319,265,801	552,467	318,713,334	108,667,266	1.7
宅 地	住宅用地 小規模住宅用地		230,239,621	3,848,859	226,390,762	5.6	8,673,812,900	30,434,067	8,643,378,833	1,440,138,203	45.3
	住宅用地 一般住宅用地		121,201,785	966,705	120,235,080	3.0	2,881,717,310	3,489,279	2,878,228,031	959,115,334	15.1
	商業地等(非住宅用地)		217,066,053	444,658	216,621,395	5.3	5,576,546,010	2,647,187	5,573,898,823	3,767,737,934	29.2
	計	33,415,728	568,507,459	5,260,222	563,247,237	13.9	17,132,076,220	36,570,533	17,095,505,687	6,166,991,471	89.6
塩 田		7,923	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0
鉱 泉 地		1,005	6,761	222	6,539	0.0	3,320,604	9,860	3,310,744	3,300,650	0.0
池 沼		4,909,864	9,094,815	203,157	8,891,658	0.2	907,491	24,626	882,865	802,747	0.0
山 林	一般山林	984,796,888	2,267,901,463	191,915,051	2,075,986,412	55.6	37,702,340	3,152,607	34,549,733	34,549,630	0.2
	介在山林	140,943	6,029,373	1,207,844	4,821,529	0.1	10,283,050	1,008,128	9,274,922	6,446,285	0.1
牧 場		488,887	196,941	1,236	195,705	0.0	5,653	40	5,613	5,613	0.0
原 野		161,819,488	178,166,652	26,041,797	152,124,855	4.4	2,167,726	258,565	1,909,161	1,870,953	0.0
雑 種 地	ゴルフ場の用地	5,125,475	56,806,062	12,244	56,793,818	1.4	52,965,877	10,255	52,955,622	37,341,839	0.3
	遊園地等の用地	1,034,096	5,009,648	8,366	5,001,282	0.1	9,931,885	3,324	9,928,561	6,894,151	0.1
	単体利用	433,209	12,449,295	79,763	12,369,532	0.3	120,119,067	135,703	119,983,364	75,932,564	0.6
	鉄軌道用地 複合利用 小規模住宅用地		0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0
	鉄軌道用地 複合利用 一般住宅用地		0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0
	鉄軌道用地 複合利用 住宅用地以外		282,195	10	282,185	0.0	16,194,568	371	16,194,197	10,304,735	0.1
	計	355	282,195	10	282,185	0.0	16,194,568	371	16,194,197	10,304,735	0.1
	その他の雑種地	270,609,750	116,217,776	5,062,525	111,155,251	2.8	1,214,461,399	2,363,385	1,212,098,014	819,697,601	6.3
	計	277,202,885	190,764,976	5,162,908	185,602,068	4.6	1,413,672,796	2,513,038	1,411,159,758	950,170,890	7.4
そ の 他		1,665,394,723									
合 計		3,159,398,620	4,081,727,437	295,115,185	3,786,612,252	100.0	19,127,875,302	48,260,083	19,079,615,219	7,378,281,406	100.0

区 分 地 目		筆 数					単位あたり単価
		非課税 地筆数 (筆)(リ)	評価総 筆数 (筆)(ヌ)	法定免税点 未満のもの (筆)(ル)	法定免税点 以上のもの (ヌ)-(ル) (筆)(ヲ)	(ヌ)の 構成比 (%)	平均価格 (ホ)/(ロ) (円/㎡)(ワ)
田	一 般 田	83,434	386,162	30,647	355,515	6.4	102
	勧告遊休田	0	0	0	0	0.0	0
	介在田・市街化区域田	15,388	17,159	241	16,918	0.3	20,853
畑	一 般 畑	93,148	978,688	101,601	877,087	16.2	56
	勧告遊休田	0	0	0	0	0.0	0
	介在畑・市街化区域畑	24,043	59,777	1,575	58,202	1.0	20,145
宅 地	住宅用地 小規模住宅用地		1,736,791	47,800	1,688,991	28.7	37,673
	一般住宅用地		1,034,811	19,653	1,015,158	17.1	23,776
	商業地等(非住宅用地)		500,347	4,794	495,553	8.3	25,691
	計	114,757	3,271,949	72,247	3,199,702	54.1	30,135
塩 田		23	0	0	0	0.0	0
鉱 泉 地		212	1,806	65	1,741	0.0	491,141
池 沼		3,909	7,722	505	7,217	0.1	100
山 林	一般山林	102,801	770,435	138,036	632,399	12.7	17
	介在山林	461	13,648	4,792	8,856	0.2	1,705
牧 場		5	168	3	165	0.0	29
原 野		32,728	155,336	28,744	126,592	2.6	12
雑 種 地	ゴルフ場の用地	901	16,791	66	16,725	0.3	932
	遊園地等の用地	1,010	1,541	62	1,479	0.0	1,983
	単体利用	2,070	27,502	147	27,355	0.5	9,649
	複合利用 小規模住宅用地		0	0	0	0.0	0
	一般住宅用地		0	0	0	0.0	0
	住宅用地以外		1,187	1	1,186	0.0	57,388
	計	4	1,187	1	1,186	0.0	57,388
	その他の雑種地	312,250	336,180	30,834	305,346	5.6	10,450
計		316,235	383,201	31,110	352,091	6.4	7,411
そ の 他		1,730,250					
合 計		2,517,394	6,046,051	409,566	5,636,485	100.0	4,686

4 家屋総括表(県計)

区 分		納税義務者数 (人)	棟 数 (棟)	床 面 積 (㎡)	決定価格 (千円)	単位当たり価格 (円／㎡)
木 造	総 数		1,324,947	131,368,174	3,288,427,456	25,032
	法定免税点 未満のもの		69,901	3,222,442	4,475,846	1,389
	法定免税点 以上のもの		1,255,046	128,145,732	3,283,951,610	25,627
非 木 造	総 数		550,918	146,556,936	5,880,709,386	40,126
	法定免税点 未満のもの		10,615	302,118	2,031,037	6,723
	法定免税点 以上のもの		540,303	146,254,818	5,878,678,349	40,195
計	総 数	1,257,577	1,875,865	277,925,110	9,169,136,842	32,991
	法定免税点 未満のもの	60,050	80,516	3,524,560	6,506,883	1,846
	法定免税点 以上のもの	1,197,527	1,795,349	274,400,550	9,162,629,959	33,391
非 課 税 家 屋			15,269	6,555,296		

(2) 建築年次区分による家屋に関する調

建 築 年 次										木造家屋		木造以外の家屋		計						
										床面積（㎡）	決定価格（千円）	床面積（㎡）	決定価格（千円）	床面積（㎡）	決定価格（千円）					
昭和	38	年	1	月	1	日	以前			13,130,522	25,862,540	2,746,730	27,931,847	15,877,252	53,794,387					
	38	年	1	月	2	日	～	昭和	41	年	1	月	1	日	2,340,666	11,820,257	2,326,483	24,779,674	4,667,149	36,599,931
	41	年	1	月	2	日	～		44	年	1	月	1	日	3,400,123	25,037,111	3,891,378	41,889,851	7,291,501	66,926,962
	44	年	1	月	2	日	～		47	年	1	月	1	日	4,968,302	51,073,027	6,436,695	76,425,792	11,404,997	127,498,819
	47	年	1	月	2	日	～		50	年	1	月	1	日	6,228,913	88,365,139	7,655,424	118,577,787	13,884,337	206,942,926
	50	年	1	月	2	日	～		53	年	1	月	1	日	6,653,268	99,914,485	6,292,879	115,601,881	12,946,147	215,516,366
	53	年	1	月	2	日	～		56	年	1	月	1	日	7,355,196	111,676,013	6,861,170	134,870,825	14,216,366	246,546,838
	56	年	1	月	2	日	～		59	年	1	月	1	日	6,642,033	102,936,574	7,084,355	165,684,766	13,726,388	268,621,340
	59	年	1	月	2	日	～		62	年	1	月	1	日	6,425,483	101,158,504	8,853,208	238,034,421	15,278,691	339,192,925
	62	年	1	月	2	日	～	平成	2	年	1	月	1	日	7,780,099	132,066,333	11,223,678	351,854,912	19,003,777	483,921,245
平成	2	年	1	月	2	日	～		5	年	1	月	1	日	8,086,975	144,816,209	13,085,556	512,626,675	21,172,531	657,442,884
	5	年	1	月	2	日	～		8	年	1	月	1	日	8,346,926	165,347,700	10,528,762	455,301,689	18,875,688	620,649,389
	8	年	1	月	2	日	～		11	年	1	月	1	日	8,112,608	195,370,100	10,473,600	460,588,696	18,586,208	655,958,796
	11	年	1	月	2	日	～		14	年	1	月	1	日	7,461,167	225,118,708	8,977,117	421,770,838	16,438,284	646,889,546
	14	年	1	月	2	日	～		17	年	1	月	1	日	6,664,748	243,766,590	8,464,588	467,378,258	15,129,336	711,144,848
	17	年	1	月	2	日	～		20	年	1	月	1	日	6,433,762	281,259,025	9,146,937	533,464,074	15,580,699	814,723,099
	20	年	1	月	2	日	～		23	年	1	月	1	日	5,614,582	279,745,995	7,037,694	453,690,103	12,652,276	733,436,098
	23	年	1	月	2	日	～		26	年	1	月	1	日	5,389,182	304,092,272	5,624,777	423,911,042	11,013,959	728,003,314
	26	年	1	月	2	日	～		29	年	1	月	1	日	5,253,892	331,230,723	5,245,507	438,491,611	10,499,399	769,722,334
	29	年	1	月	2	日	～		31	年	1	月	1	日	3,395,848	245,615,073	3,180,185	288,191,322	6,576,033	533,806,395
	31	年	1	月	2	日	～	令和2	年	1	月	1	日							
(新增分)										1,683,879	122,155,078	1,420,213	129,643,322	3,104,092	251,798,400					
合 計 (令和2年度総評価額等)										131,368,174	3,288,427,456	146,556,936	5,880,709,386	277,925,110	9,169,136,842					

5 償却資産総括表(県計)

区 分 種 類		決定価格 (千円)	課税標準額 (イ)(千円)	(イ)の 構成比 (%)	課税標準額の内訳	
					課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (ロ) (千円)	(ロ)以外のもの (千円)
を市町 決定し た価格 の等	構 築 物	811,637,856	794,337,560	17.4	13,758,856	780,578,704
	機 械 及 び 装 置	2,089,411,716	2,017,317,808	44.1	32,357,589	1,984,960,219
	船 舶	16,472,196	9,826,604	0.2	5,634,192	4,192,412
	航 空 機	3,104,708	3,104,708	0.1	－	3,104,708
	車 両 及 び 運 搬 具	27,188,491	26,289,050	0.6	646,211	25,642,839
	工 具 、 器 具 及 び 備 品	520,217,815	518,886,538	11.3	867,414	518,019,124
	小 計	3,468,032,782	3,369,762,268	－	53,264,262	3,316,498,006
法第 九第 条三 百八 十	総務大臣が価格等を 決定し、配分したもの	1,198,698,980	1,173,055,168	25.6	－	－
	県知事が価格等を決 定し、配分したもの	36,156,852	33,358,199	0.7	－	－
	小 計	1,234,855,832	1,206,413,367	－	－	－
法第743条第1項の規定により 県知事が価格等を決定したもの		－	－	－	－	－
合 計		4,702,888,614	4,576,175,635	100.0	－	－
同上 内訳	市 町 分 の 額	－	4,576,175,635	100.0	－	－
	県 の 額	－	－	－	－	－

6 令和2年度提示平均価額市町一覧表

(単位:円)

区 分 市町名		土 地					
		田（千㎡当たり）	畑（千㎡当たり）	宅地（㎡当たり）	山林（千㎡当たり）		
1	静岡市	82,283	47,536	※	60,011	9,658	
2	浜松市	101,217	60,364		31,309	※	19,390
3	沼津市	91,452	42,754		49,134		21,684
4	熱海市	－	47,806		23,516		20,450
5	三島市	110,316	38,244		60,444		20,041
6	富士宮市	89,629	30,459		20,032		15,915
7	伊東市	78,043	37,611		13,981		16,602
8	島田市	104,680	62,136		25,606		20,986
9	富士市	91,905	47,621		31,928		18,978
10	磐田市	103,298	76,857		21,702		25,717
11	焼津市	100,845	55,310		25,466		17,107
12	掛川市	111,700	※	70,018	16,789		25,974
13	藤枝市	98,842	48,376		33,153		19,359
14	御殿場市	74,778	34,043		27,172		16,440
15	袋井市	※	107,786	59,947	20,157		26,859
16	下田市	110,091	48,087		19,187		14,978
17	裾野市	100,455	35,562		29,954		13,565
18	湖西市	114,754	75,348		19,241		24,940
19	伊豆市	120,395	56,320		15,098		20,256
20	御前崎市	105,060	80,587		9,214		28,669
21	菊川市	98,630	63,248		15,361		26,796
22	伊豆の国市	121,902	47,980		31,549		21,865
23	牧之原市	111,425	70,693		12,320		28,803

(単位:円)

市町名	区 分	土 地			
		田 (千㎡当たり)	畑 (千㎡当たり)	宅地 (㎡当たり)	山林 (千㎡当たり)
24	東伊豆町	85,517	37,565	13,328	16,925
25	河津町	84,741	41,245	13,107	17,377
26	南伊豆町	93,975	41,271	8,975	15,879
27	松崎町	88,192	36,697	13,826	15,098
28	西伊豆町	96,945	45,998	16,645	16,927
29	函南町	117,637	48,231	27,841	24,164
30	清水町	103,992	77,314	62,604	23,599
31	長泉町	90,464	41,051	56,136	14,729
32	小山町	82,000	27,426	14,435	12,660
33	吉田町	122,240	80,207	17,678	28,495
34	川根本町	82,177	43,520	5,282	15,943
35	森町	107,457	54,208	11,683	22,916

(注1)「提示平均価額」とは、固定資産評価基準による適正な評価の実施及び市町村間での評価の均衡を確認するため、市町村内のすべての土地に係る評価の見込額を各市町村の総地積で除して求めるもので、市町村長が報告した基礎数値に基づき、指定市町村にあっては総務大臣が、指定市町村以外の市町村にあっては都道府県知事が算定し、市町村長に通知するものである。

(注2)表中の※は、「指定市町村」を表す。「指定市町村」とは、田・畑・山林にあっては都道府県において地形及び利用条件等が標準的な市町村、宅地にあっては都道府県庁所在地の市とされている。

